

## 使用料・手数料等の取扱いについて

使用料・手数料等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成17年2月9日提出

長岡市・与板町合併協議会  
会長 森 民 夫

### 使用料・手数料等の取扱い

- 1 施設使用料については、原則として現行どおりとする。ただし、同一又は類似する施設使用料については、施設の規模、実態等を考慮し、可能な限り統一を図るものとする。
- 2 行政財産使用料及び占用料については、長岡市の制度に統一する。
- 3 手数料については、長岡市の制度に統一する。
- 4 協定項目「各種事務事業の取扱い」で提案する使用料・手数料等については、除くものとする。



## 使用料・手数料等の取扱いの調整方針案

- |  |              |
|--|--------------|
| <b>1 施設使用料（与板町に該当する施設のみを掲載）</b>  | <b>9 項目</b>  |
| （1） 現行どおりとする。  | 2 項目         |
| ア 同一又は類似する施設が無い場合、現行どおりとするもの。  |              |
| イ 同一又は類似する施設であっても、施設の規模、内容等が異なるため、現行どおりとするもの。  |              |
| （2） 長岡市の制度を基に統一する。（合併年度は現行どおりとする。）   | 1 項目         |
| 同一の施設であることから、新市として基準を統一するもの。ただし、合併年度は現行どおりとするもの。                                       |              |
| （3） 長岡市の制度を基に統一する。（19年度までは現行どおりとする。）   | 5 項目         |
| 同一又は類似する施設であるが、料金体系などが異なることから、調整に期間を要するとともに、周知期間を要するため経過措置を置くもの。                       |              |
| （4） 当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。  | 1 項目         |
| 同一又は類似する施設であるが、住民負担により設置したなど施設の設置経緯や、管理運営方法、料金体系などが異なることから、調整に期間を要するため、当分の間現行どおりとするもの。 |              |
| <b>2 行政財産使用料及び占用料</b>  | <b>7 項目</b>  |
| （1） 長岡市の制度に統一する。（合併年度は現行どおりとする。）   | 7 項目         |
| 同一の内容であることから、新市として基準を統一するもの。ただし、合併年度は現行どおりとし、翌年度から料金を統一するもの。                           |              |
| <b>3 手数料</b>   | <b>37 項目</b> |
| （1） 長岡市の制度に統一する。   | 37 項目        |

# 1 施設使用料

## (1) 現行どおりとする。

No.	使用料名	長岡市	与板町
①	観光施設使用料		与板町うまみち森林公園 与板町楽山亭
②	郷土資料館入館料	長岡市郷土史料館	与板町歴史民俗資料館

## (2) 長岡市の制度を基に統一する。(合併年度は現行どおりとする。)

No.	使用料名	長岡市	与板町
①	小中学校施設使用料 (目的外使用)	長岡市立小・中学校	与板町立小・中学校

<長岡地域の協議結果> ・中之島町及び越路町の制度を基に統一する。

## (3) 長岡市の制度を基に統一する。(19年度までは現行どおりとする。)

No.	使用料名	長岡市	与板町
①	社会福祉センター使用料	長岡市社会福祉センター	与板町健康福祉センター「志保の里荘」
②	体育館使用料	長岡市市民体育館 長岡市南部体育館 長岡市北部体育館 長岡市みしま体育館 長岡市新産体育館	与板町町民体育館
③	テニス場使用料	希望が丘テニス場 東山テニス場	与板町スポーツ広場 (テニスコート)
④	野球場使用料	悠久山野球場	与板町スポーツ広場 (運動広場) 与板町スポーツ広場 (夜間照明施設)
⑤	その他運動施設使用料	信濃川河川公園(野球場) スポーツ広場(野球場) 信濃川南部運動公園 (野球場) 乙吉運動広場(野球場) 信濃川河川公園(ソフトボール) 信濃川右岸運動公園 (ソフトボール) 信濃川河川公園(テニスコート) ニュータウンいこいの広場(テニスコート) 乙吉運動広場(テニスコート) 信濃川河川公園(サッカー場)	与板町立ヶ入スキー場

**(4) 当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。**

No.	使用料名	長岡市	与板町
①	公民館使用料	長岡市中央公民館	与板町公民館 与板町公民館分館（3箇所）

**2 行政財産使用料及び占用料**

**(1) 長岡市の制度に統一する。(合併年度は現行どおりとする。)**

No.	使用料名	長岡市	与板町
①	行政財産目的外使用料	○	○
②	法定外公共物使用料・採取料	○	○
③	公園占用料等	○	○
④	道路占用料	○	○
⑤	準用河川流水占用料等	○	
⑥	下水道敷占用料	○	○
⑦	農業集落排水施設占用料	○	

### 3 手数料

#### (1)長岡市の制度に統一する

管財分科会		
手数料名	長岡市	与板町
1 更正図関係		
(1) 閲覧手数料	1件につき 250円	1件につき 300円
(2) 証明手数料	1件につき 250円	1件につき 300円

税務・収納分科会		
手数料名	長岡市	与板町
1 租税公課に関する証明書		
(1) 所得証明、非課税証明など	1件につき 250円	1件につき 300円
2 資産に関する証明書		
(1) 評価証明、公課証明、名寄帳など	1枚につき 250円	1件につき 300円
(2) 評価通知	無料	無料
3 住宅用家屋証明書		
(1) 住宅用家屋証明	1枚につき 250円	1件につき 300円
4 営業又は職業に関する証明書		
(1) 営業証明(個人、法人)	1件につき 250円	1件につき 300円
5 その他の税務関係		
(1) 督促手数料	1通につき 100円	同左
(2) その他の証明手数料	1件につき 250円	1件につき 300円

消防分科会		
手数料名	長岡市	与板町
1 災害被災証明関係		※
(1) 火災、震災、風水害、雪害その他これらに類する災害に被災したことの証明	1件につき 250円	1件につき 300円
2 危険物施設許可申請等関係		
(1) 消防法関係手数料		
消防法(昭和23年法律第186号)第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査他(全102項目)	1件につき 5,400円他 (全102項目)	同左

※与板町の金額は、与板郷消防・斎場事務組合の手数料額。

手数料名		長岡市	与板町
(2)	火災予防条例の規定によるタンク検査		※
ア	水張検査	容量10,000ℓ以下のタンク	1件につき 6,000円
		容量10,000ℓを超えるタンク	1件につき 11,000円
イ	水圧検査	容量600ℓ以下のタンク	1件につき 6,000円
		容量600ℓを超えるタンク	1件につき 11,000円
3 その他の消防関係			※
(1)	救急搬送証明	1件につき 250円	1件につき 300円
(2)	防火管理講習修了証明	1件につき 250円	1件につき 300円
(3)	暫定適マーク交付証明	1件につき 250円	1件につき 300円
(4)	消防法令適合証明	1件につき 250円	1件につき 300円
(5)	その他の手数料	1件につき 250円	1件につき 300円

※与板町の金額は、与板郷消防・斉場事務組合の手数料額。

**福祉・保健・医療分科会**

手数料名		長岡市	与板町
1 介護保険関係			
(1)	証明手数料	1件につき 250円	1件につき 300円
(2)	督促手数料	1通につき 100円	同左
2 保育料関係			
(1)	督促手数料	1通につき 100円	無料

**住民・国保・年金分科会**

手数料名		長岡市	与板町
1 戸籍・住民基本台帳関係			
(1)	戸籍の全部事項証明書 (戸籍謄本)	1通につき 450円	同左
(2)	戸籍の個人・一部事項証明書 (戸籍抄本)	1通につき 450円	同左
(3)	戸籍の記載事項証明書	1件につき ※ 350円	同左
(4)	除籍の全部・個人・一部事項証明書 (除籍謄・抄本)	1通につき 750円	同左
(5)	除籍の記載事項証明書	1件につき 450円	同左
(6)	戸籍届書受理証明書・戸籍の 届出記載事項証明書 (婚姻等で上質紙で証明)	1通につき 350円 (1,400円)	同左

※長岡地域合併協議会の制度調整により、平成17年4月1日から開始する。

手数料名		長岡市	与板町
(7)	届書その他受理書類の閲覧	1件につき 350円	同左
(8)	附票の全部・一部事項証明書 (戸籍附票全員・個人)	1通につき 250円	1件につき 300円
(9)	住民票の写し(世帯全員・個人)	1通につき 250円	1件(5人まで)につき 300円 6人目から 1人50円増し
(10)	除かれた住民票の写し	1通につき 250円	1件につき 300円
(11)	住民票記載事項証明書	1通につき 250円	1件につき 300円
(12)	住民票の閲覧	1世帯につき 200円	1件につき 300円
(13)	印鑑登録	1件につき 200円	1件につき 300円
(14)	印鑑登録証明書	1通につき 250円	1枚につき 300円
(15)	身分証明書	1通につき 250円	1枚につき 300円
(16)	外国人登録に関する証明書	1通につき 250円	1件につき 300円
(17)	公的年金の証明書	無料	同左
(18)	転出証明書	無料	同左
(19)	認可地縁団体登録証明書	1通につき 250円	1件につき 300円
(20)	認可地縁団体印鑑登録証明書	1通につき 250円	1件につき 300円
(21)	住民基本台帳カードの交付	1件につき 500円	同左
(22)	住民基本台帳カードの再交付	1件につき 500円	同左
2 道路運送法車両法関係			
(1)	臨時運行許可申請に対する審査	1両につき 750円	同左
3 国民健康保険関係			
(1)	証明手数料	1件につき 250円	1件につき 300円
(2)	督促手数料	1通につき 100円	1通につき 100円

環境分科会

手数料名		長岡市	与板町
1鳥獣飼養許可関係			
(1)	鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは再交付に係る手数料	1件につき 3,400円	同左
2 狂犬病予防法に基づく犬の登録関係			
(1)	犬の登録	1頭につき 3,000円	同左
(2)	狂犬病予防注射済票の交付	1件につき 550円	同左



手数料名		長岡市	与板町
(3)	犬の鑑札の再交付	1件につき 1,600円	同左
(4)	狂犬病予防注射済票の再交付	1件につき 340円	同左
3 一般廃棄物処理業許可関係			
(1)	一般廃棄物処理業許可証交付手数料	1件につき 10,000円 変更許可 10,000円 再交付 2,000円	1件につき 2,000円 再交付 1,000円

農林分科会

手数料名		長岡市	与板町
1 農地関係			
(1)	現況確認を伴う農地に関する証明書の交付	1通につき 700円	無料
(2)	現況確認を伴わない農地に関する証明書の交付	1通につき 250円	無料
(3)	農業経営等に関する証明書の交付	1通につき 250円	無料
(4)	農地法による申請書の受理等に関する証明書の交付	1通につき 250円	無料

都市計画分科会

手数料名		長岡市	与板町
1 都市計画法関係			
(1)	都市計画法第5条証明	1通につき 250円	1通につき 300円
(2)	都市計画法第7条証明	1通につき 250円	1通につき 300円
(3)	都市計画法第8条証明	1通につき 250円	1通につき 300円

建築住宅分科会

手数料名		長岡市	与板町
1 租税特別措置法(優良宅地造成認定申請及び優良住宅新築認定申請)関係			
(1)	租税特別措置法第28条等に規定する優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定申請(優良住宅造成認定申請)に対する審査	0.1ha未満	1件につき 86,000円
		0.1ha以上 0.3ha未満	1件につき 130,000円
		0.3ha以上 0.6ha未満	1件につき 190,000円
		0.6ha以上 1.0ha未満	1件につき 260,000円
			同左

手数料名			長岡市	与板町		
(1)	租税特別措置法第28条等に規定する優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定申請(優良住宅造成認定申請)に対する審査	1.0ha以上 3.0ha未満	1件につき 390,000円	-		
		3.0ha以上 6.0ha未満	1件につき 510,000円	-		
		6.0ha以上 10.0ha未満	1件につき 660,000円	-		
		10.0ha以上	1件につき 870,000円	-		
		100㎡以下	1件につき 6,200円	同左		
(2)	租税特別措置法第28条等に規定する優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定申請(優良住宅新築認定申請)に対する審査	100㎡超 500㎡以下	1件につき 8,600円	同左		
		500㎡超 2,000㎡以下	1件につき 13,000円	同左		
		2,000㎡超 10,000㎡以下	1件につき 35,000円	-		
		10,000㎡超 50,000㎡以下	1件につき 43,000円	-		
		50,000㎡超	1件につき 58,000円	-		
2 建築基準法に規定する確認申請関係						
(1)	建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認申請に対する審査他(全31項目)	1件につき 5,000円他 (全31項目)	-			
3 建築基準法に規定する許可申請関係						
(1)	建築基準法第7条の6第1項第1号の規程による仮使用の承認申請に対する審査他(全36項目)	1件につき 120,000円他 (全36項目)	-			
4 新潟県建築基準条例に規定する認定申請関係						
(1)	新潟県建築基準条例第5条第2項の規程による認定申請に対する審査	1件につき 27,000円	-			
5 都市計画法に規定する許可等申請関係						
(1)	都市計画法第29条第1項の規定に基づく許可申請に対する審査他	ア 主として住宅建築の目的で行う開発行為	0.1ha未満	1件につき 8,600円	同左	
			0.1ha以上 0.3ha未満	1件につき 22,000円	同左	
			0.3ha以上 0.6ha未満	1件につき 43,000円	同左	
			0.6ha以上 1.0ha未満	1件につき 86,000円	同左	
			1.0ha以上 3.0ha未満	1件につき 130,000円	同左	
			3.0ha以上 6.0ha未満	1件につき 170,000円	同左	
			6.0ha以上 10.0ha未満	1件につき 220,000円	同左	
			10.0ha以上	1件につき 300,000円	同左	
			イ 主として住宅以外の建築で、業務目的で行う開発行為	0.1ha未満	1件につき 13,000円	同左
				0.1ha以上 0.3ha未満	1件につき 30,000円	同左
	0.3ha以上	1件につき		同左		
	0.6ha未満	65,000円		同左		

手数料名			長岡市	与板町	
(1)	都市計画法第29条第1項の規定に基づく許可申請に対する審査他	イ 主として住宅以外の建築で、業務目的で行う開発行為	0.6ha以上 1.0ha未満	1件につき 120,000円	同左
			1.0ha以上 3.0ha未満	1件につき 200,000円	同左
			3.0ha以上 6.0ha未満	1件につき 270,000円	同左
			6.0ha以上 10.0ha未満	1件につき 340,000円	同左
			10.0ha以上	1件につき 480,000円	同左
			ア、イ以外の開発行為	0.1ha未満	1件につき 86,000円
			0.1ha以上 0.3ha未満	1件につき 130,000円	同左
			0.3ha以上 0.6ha未満	1件につき 190,000円	同左
			0.6ha以上 1.0ha未満	1件につき 260,000円	同左
			1.0ha以上 3.0ha未満	1件につき 390,000円	同左
			3.0ha以上 6.0ha未満	1件につき 510,000円	同左
			6.0ha以上 10.0ha未満	1件につき 660,000円	同左
			10.0ha以上	1件につき 870,000円	同左
		(2)	都市計画法第35条の2第1項の規定に基づく変更許可申請(開発行為変更許可申請)に対する審査	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合計した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは870,000円とする。	
ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額				同左	
イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前項に規定する額				同左	
ウ その他の変更については、10,000円	同左				
(3)	都市計画法第41条第2項ただし書の規定に基づく許可申請に対する審査	1件につき 46,000円	同左		
(4)	都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく許可申請に対する審査	1件につき 26,000円	同左		
(5)	都市計画法第43条の規定に基づく許可申請(開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請)に対する審査	敷地面積			
		0.1ha未満	1件につき 6,900円	同左	
		0.1ha以上 0.3ha未満	1件につき 18,000円	同左	
		0.3ha以上 0.6ha未満	1件につき 39,000円	同左	
		0.6ha以上 1.0ha未満	1件につき 69,000円	同左	
		1.0ha以上	1件につき 97,000円	同左	

手数料名		長岡市	与板町	
(6)	都市計画法第45条の規定に基づく承認申請(開発許可を受けた地位の承継の承認申請)に対する審査	ア 主として住宅建築の目的で行う開発行為であって開発区域の面積が1ha未満のもの	1件につき 1,700円	同左
		イ 主として住宅以外の建築で、業務目的で行う開発行為であって開発区域の面積が1ha以上のもの	1件につき 2,700円	同左
		ウ ア、イ以外のもの	1件につき 17,000円	同左
(7)	都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	用紙1枚につき 470円	用紙1枚につき 300円	
(8)	都市計画法施行規則第60条による証明	1通につき 250円	1通につき 300円	
6 住宅関係				
(1)	督促手数料(住宅使用料)	1通につき 100円	-	
(2)	自動車保管場所使用承諾証明書(車庫証明書)の交付	1件につき 250円	1通につき 300円	

### 道路・河川分科会

手数料名		長岡市	与板町	
1 自転車等放置防止条例関係				
(1)	返還手数料	自転車	1件につき 1,400円	-
		原動機付自転車	1件につき 2,100円	-
2 自転車駐車場条例関係				
(1)	返還手数料	自転車	1件につき 1,400円	-
		原動機付自転車	1件につき 2,100円	-
3 道路関係				
(1)	道路幅員証明手数料	1件につき 250円	-	

### 下水道分科会

手数料名		長岡市	与板町
1 下水道受益者負担金関係			
(1)	督促手数料	1通につき 100円	-
(2)	納付証明手数料	1件につき 250円	-
2 浄化槽清掃業許可関係			
(1)	浄化槽清掃業許可証交付手数料	1件につき 5,000円	1件につき 1,000円
(2)	浄化槽清掃業許可証交付手数料 再交付	1件につき 1,000円	1件につき 500円
3 排水設備指定工事店登録関係			
(1)	排水設備指定工事店 登録手数料	無料	1件につき 5,000円

水道・ガス分科会

手数料名		長岡市	与板町
1 給水装置の新設工事、改造工事(増設工事を除く。)検査		※1	※2
(1)	13mm～20mm	1件につき 6,000円	設計審査 1件につき 2,000円 工事検査 1件につき 1,000円
(2)	25mm～30mm	1件につき 12,000円	
(3)	40mm～50mm	1件につき 24,000円	
(4)	75mm以上	1件につき 40,000円	
2 給水装置の増設工事検査		※1	※2
(1)	13mm～20mm	1件につき 3,000円	設計審査 1件につき 2,000円 工事検査 1件につき 1,000円
(2)	25mm～30mm	1件につき 6,000円	
(3)	40mm～50mm	1件につき 12,000円	
(4)	75mm以上	1件につき 20,000円	
3 指定給水装置工事事業者指定		1件につき 10,000円	同左
4 その他の水道関係			
(1)	消防演習立会手数料	無料	1件につき 2,000円
(2)	開閉栓手数料	無料	1件につき 1,000円
(3)	証明手数料	1件につき 250円	-
5 簡易内管施工登録店関係		※3	※4
(1)	簡易内管施工登録店登録手数料	1件につき 15,000円	1件につき 16,000円
(2)	簡易内管施工登録店更新手数料	1件につき 5,000円	1件につき 16,000円

※1 長岡市の工事検査手数料は、平成16年度中に見直し予定。

※2 与板町の金額は、与板町外2ヶ町村水道企業団の手数料額。

※3 長岡地域合併協議会での制度調整で、平成17年4月1日から開始。

※4 与板町の金額は、三島町・与板町ガス企業団の手数料額。

農業委員会分科会

手数料名		長岡市	与板町
1 農地法関係			
(1)	現地確認が必要な証明書	1通につき 700円	無料
(2)	その他証明書(下記除く)	1通につき 250円	無料
(3)	経営状況(耕作者)証明で、農地法の許可申請書、農地競売買受適格者証明書交付申請書、利用権設定申出書などに添付する場合	無料	同左
(4)	農地等競売(公売)買受適格者証明書	無料	同左

